

秦野市こども計画（案） 骨子

秦野市こども計画 【令和7年度～令和11年度】	概要
第1章 計画策定に当たって	
1 計画の概要 (1) 計画策定の背景及び趣旨 (2) 計画の位置付け (3) 計画の対象 (4) 計画の期間 (5) 計画策定の経過	本市における計画の位置付け、計画の対象、期間等について記載
第2章 秦野市のこども・若者、子育ての現状	
1 子育ての現状 (1) 総人口と年少人口の推移 (2) こどもがいる世帯数 (3) 今後の年少人口の推計 (4) 出生の動向 (5) 婚姻の動向 (6) 女性の就労状況と育児の課題 (7) 就学前のこどもの保育等の状況の変化 2 母子保健の現状 (1) 母子健康手帳の交付 (2) 妊婦健康診査 (3) 出生体重 (4) 新生児・未熟児家庭訪問 (5) 乳幼児健康診査 3 アンケート結果から見える課題 I. 就学前のこどものいる保護者調査 (1) 気軽に相談できる先の状況 (2) こどもをみてもらえる親族・知人等の状況 (3) 母親の就労状況と今後の就労希望 (4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況 (5) 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望 (6) 病児・病後児保育の利用希望 (7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用希望 (8) 子育て総合相談窓口の認知度と利用経験 II. こどもの生活実態調査 (1) 学校の授業の理解度 (2) 困りごとや心配ごと (3) 朝食の摂取状況 (4) 生活への満足度 (5) 施設等の利用経験・今後の利用意向 III. こども・若者育成支援に関する意識調査 (1) 就労経験 (2) 将来への意識 (3) 社会生活・日常生活上の支障 (4) 結婚への意識と子育て (5) 周囲との関わり	1 統計データに基づき、本市のこども・子育てを取り巻く環境等について記載 2 統計データに基づき、本市の母子保健に関する現状について記載 3 事前調査の結果に基づき、本市の子育て世帯及びこども・若者の現状、ニーズ等について記載

<p style="text-align: center;">秦野市こども計画 【令和7年度～令和11年度】</p>	<p style="text-align: center;">概要</p>
<p>IV. 女性とこどもが住みやすいまちづくりに関するWEBアンケート調査</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域周辺における子育てに必要な環境 (2) 子育てに関する困りごとや悩みごと (3) 子育てと仕事の両立のために望む条件・サポート (4) 男性の育児参加を促すために必要なこと (5) 働く女性に必要なワークライフ・バランス支援 	
<p>第3章 計画の基本的な考え方</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系 4 成果指標 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行計画を継承しつつ、こども大綱を勘案し、基本理念を策定 2 基本理念の実現に向けた5つの基本目標を設定 3 目指す姿にどれだけ近づけたかを評価するため、成果指標を設定
<p>第4章 施策の展開</p>	
<p>基本目標1 こども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進</p> <p>基本目標2 安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援</p> <p>基本目標3 全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり</p> <p>基本目標4 こども・若者が未来に希望が持てる取組の推進</p> <p>基本目標5 支援を必要とする、こども・若者・家庭を守る体制づくり</p>	<p>基本理念に沿った施策を推進するため、ライフステージに応じて設定した5つの基本目標ごとに、本市が取り組む各施策について記載</p>
<p>第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の体系 2 教育・保育の提供区域の設定 3 教育・保育の提供体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育の量の確保 (2) 教育・保育の質の向上 4 地域子ども・子育て支援事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、こども家庭センター、地域子育て相談機関） (2) 地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等） (3) 妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業） (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート 	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針に必須記載事項として規定されている「各年度における教育・保育の量の見込み」、「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」について記載 2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針に必須記載事項として規定されている「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」、「実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」について記載

<p style="text-align: center;">秦野市こども計画 【令和7年度～令和11年度】</p>	<p style="text-align: center;">概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・センター事業) (8) 一時預かり事業（幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業） (9) 延長保育事業 (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム） (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 子育て世帯訪問支援事業 (14) 親子関係形成支援事業 (15) 児童育成支援拠点事業 (16) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） (17) 乳児等通園支援事業 (18) 産後ケア事業 	
<p>第6章 計画の推進に向けて</p>	
<p>計画の進捗状況の把握、見直し</p>	<p>計画の推進体制と見直しについて記載</p>